TOP^			租税条約早見表	大韓民国(条約)				
ì	源泉徴収対象所得			減免手続き等				
所161 号数	所得区分等	税率	条約による区分等	条項	区分	届出 様式	添付 書類	摘要
=	割引債償還差益(発行時)(償還時)	18. 378 16. 336 15. 315	利子(公社債の割増金11条) 政府等、金融機関、年金基金が受益者であるもの及び政府 等が保証等した債権に関するもの	11② 11③	10% 免税	13,14 又は2	不要 A	注イロハ H28.1.1以後発行の割引債 については届出(様式2)
四	組合契約事業利益の配分		事業利得(国内PE帰属利得に限る。)	7①	PE所在地国課税		国課税	
五.	土地等の譲渡	10. 21	譲渡収益	13①	.3① 減免規定なし			不動産所在地国課税
六	人的役務提供 事業の対価	20. 42	事業利得(国内PE帰属利得に帰属しない場合) 芸能人又は運動家の役務提供事業の対価	7① 17② 17②	免税 免利 免税	6 说規定力	なし	居住地国課税 役務提供地課税 政府間文化交流証明
七	不動産の使用料	20. 42	政府間合意の文化交流計画に基づくもの 不動産所得(§6②③) 船舶・航空機の裸用船使用料	61 122	現免規 減免規 10%	<u>6</u> 定なし 3	要 不要	不動産所在地国課税注イロハ
八	利子所得	15. 315	次用 1、 並間機 1、 「並至並 2	11②	10% 免税	2	不要 A	注イロハ
九	配当所得	非上場 20.24 上場	■ 等が保証等した債権に関するもの 配当 (§10⑥) 議決権株式 (25%以上保有) (損金算入対象除く)	10② b 10② a	15% 5%	1	不要 不要	注口
+	貸付金利子	20. 42	利子(§11⑤) 政府等、金融機関、年金基金が受益者であるもの及び政府 等が保証等した債権に関するもの	11②	10%	2	不要 A	注イハ
+-	使用料	20. 42	著作権、工業所有権、設備等の使用料 (§12③) 著作権、工業所有権等の譲渡対価 (国内 P E に帰属しない場合)	11② 12⑤	10%	3	不要 不要	注イロハ
+= 1	給与その他人的 役務の報酬で は で 務 は 役務 も の は と と と と と と と は と と と と と は と と と と	20. 42	下記以外の給与所得 短期滞在者給与(①暦年183日以内の滞在、②日本の居住者 以外からの支払、③日本PEが負担しない)	15① 15②	減免規免税	定なし (7)	不要	役務提供地課税 みなし国内払い以外 は届出書提出不要
			日本企業が国際運輸で運用の船舶・航空機で行われる勤務 内国法人の役員報酬 政府等職員に対し政府等から支払われるもの(事業関連除 上記のうち、①日本国民、②専ら当該役務提供の為に居住	16 19① a	減免規定なし 減免規定なし 免税 不要 減免規定なし			法人所在地課税 法人所在地課税 (所9①8) 日本のみ課税
			者となったものでない者 教授(教育機関での教育又は研究で、2年以内の滞 在、韓国で課税)	21	免税	と 8	不要	(所令24)
			留学生(①国外払い生計,教育,訓練給付②滞在地国源泉の交付金奨学金、勤務報酬で、暦年2万米ドル以内かつ5年	2012	免税	8	在学	注二
			事業修習者(①国外払い生計,教育,訓練給付②滞在1年以 内の実務経験勤務報酬、暦年1万米ドル以内)	20①③		8	修学	注二
			自由職業者所得(継続12カ月中183日以内の滞在) 芸能人又は運動家の人的役務の報酬		免税 減免規		/	自由職業者免税
			日本国内で行う個人的活動で年間1万米ドル以内の場合	議2	免税	7		注二
			政府間合意の文化交流計画に基づくもの	16①	免税	6 (字 / x)		政府間文化交流証明
+=	公的年金等	20. 42	下記以外のもの 日本政府又は地方公共団体に提供した役務につき政府等又は政府等 が拠出した基金から支払われるもの(公務員共済年金等)		減免規定なし減免規定なし			源泉地国課税 日本のみ課税
十二	退職所得	20. 42	韓国の居住者かつ国民である場合 規定なし		免税 合与等/	9 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		韓国のみ課税 給与所得条項適用
十三	事業の広告宣伝		その他所得	22	1			居住地国課税
十四	のための賞金生命保険契約等		その他所得	22	免税	9		居住地国課税
十六	に基づく年金等 匿名組合契約に 基く利益の分配		その他所得	22	免税	10		居住地国課税
添付	A							

書

類

②居住者証明書(実特法省令2⑥)

非居住者等が源泉徴収義務者に居住者証明書(提示前1カ月以内に作成されたもの)を提示し氏名・住所等の確認を受けた場合には、添付を留めてきる。この場合、源泉徴収義務者は、提示された居住者証明書の写しを提示日以後5年間保存する必要がある。(実特法省令 90102)

債務者主義 支払者(債務者)の居住地国が源泉地国とされる。(PE帰属所得は除く。)

恒久的施設(PE)に帰属する場合は、事業利得条項§7が適用され免税とはならない。 独立企業間価格を超過する所得の場合、その超過額はその所得の条項は適用せず5%の限度税率とする。